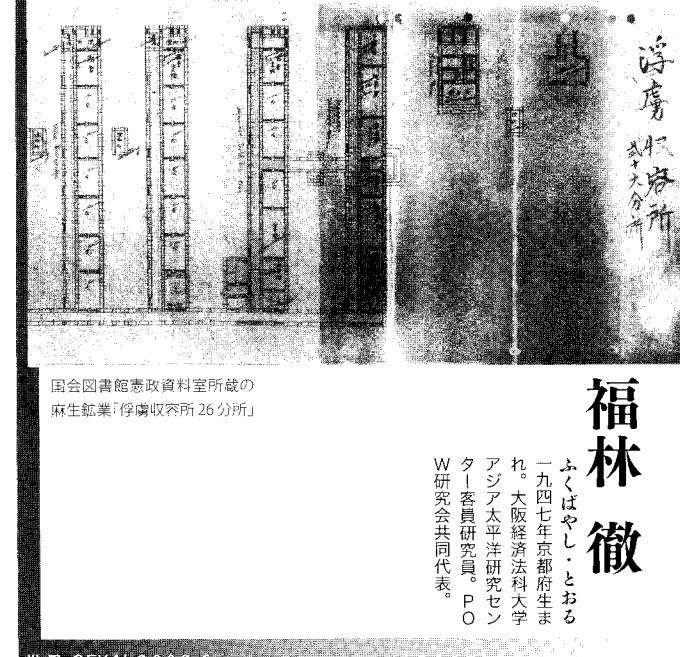


## 資料が裏付ける捕虜使役の実態

# 史実検証 麻生鉱業の「消せない過去」(下)



福林 徹

ふくばやし・とおる

一九四七年京都府生まれ  
大阪経済法科大学  
アジア太平洋研究センター客員研究员 P.O.  
W研究会共同代表

世界 SEKAI 2009.6

麻生太郎氏は二〇〇五年一〇月から〇七年八月まで外務大臣を務め、〇八年九月からは首相に就任している。氏は、明治以来、福岡県の筑豊炭田の石炭採掘で財をなした麻生財閥の直系の「御曹司」であり、一九七九年に代議士になる前は麻生グループの中核企業の一つである麻生セメント株式会社の社長を務めていた。

戦時中、麻生財閥の中核企業で、麻生太郎氏の父親が社長を務めていた麻生鉱業株式会社は、一万人とも言われる多数の朝鮮人労働者を使役していた。この詳細については、横田一氏が本誌〇九年一月号の「麻生一族の過去と現在」で、西成田豊氏が三月号の「朝鮮人強制連行と麻生鉱業」で明らかにされている。さらに、麻生鉱業は一九四五年五月から敗戦まで、連合軍捕虜三〇〇人を使役した歴史がある。

### 麻生鉱業の捕虜使役を否定し続けた麻生氏と政府

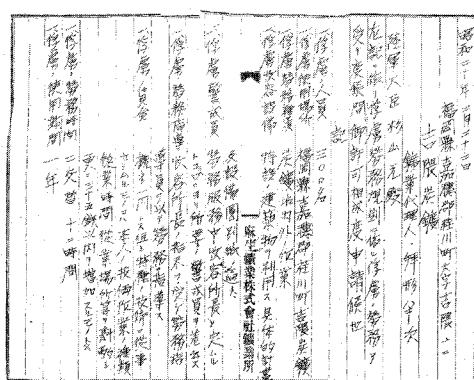
麻生太郎氏が外務大臣や首相に就任した時、外国のメディアは、氏が日本の戦争責任や近隣諸国との外交についてどのような姿勢をとるかに注目した。それは氏が朝鮮人や捕虜を使役した麻生鉱業の後継者であり、戦前の日本とのった行動を擁護する新国家主義者と見なされていたからである。

当時日本に在住していたイギリス人ジャーナリストのクリストファー・リード氏は、一〇〇六年五月六日付「ジャパン・フォーカス」で、麻生一族の歴史的背景を述べ、麻生鉱業の家族は、アジア人と西洋人強制労働者を使つた福岡にある炭鉱会社麻生鉱業を所有していた」と記述した。

これに対し、ニューヨークの日本総領事館がホームページで、「証拠の提示もなしに、このような断定的な表現を用いることは全く不当である」と反論した。

二〇〇七年には、久留米工業大学の講師だったウイリアム・アンダーウッド氏が、麻生太郎氏や外務省が捕虜の使役を否定していることを批判し、麻生鉱業による捕虜使役を証明する記事を発表した(五月二九日付「ジャパン・タイムズ」)。

このように、在日外国人ジャーナリストや研究者、外国语デイアなどが相次いで麻生鉱業の捕虜使役について報道し、



麻生鉱業の便箋に書かれた陸軍大臣宛

「証拠の提示もなしに、このような断定的な表現を用いることは全く不当である」と反論した。

日本政府の姿勢を問い合わせたが、日本政府と麻生太郎氏はそれを否定し続けたのである。

ところが、麻生鉱業捕虜使役問題は、二〇〇八年一一月一三日、民主党の藤田幸久議員によって参議院外交防衛委員会で取りあげられた。藤田議員は、米国国立公文書館所蔵の「麻生鉱業報告書」を提示し、麻生鉱業の捕虜使役の事実について、麻生首相・中曾根外相に質問した。この資料は、麻生鉱業が敗戦直後に捕虜情報局に提出したものであり、捕虜を優遇したことなどを述べて戦犯追及を免れようとした姿勢が窺われる文書で、麻生鉱業の社用便せんに書かれ、社印も押されており、否定しようもない捕虜使役の証拠書類であった。

その結果、政府は一二月一六日に、厚生労働省が旧捕虜情報局から引き継いだ資料を藤田議員に提示し、一二月一八日の交防衛委員会での質

間に答えて、麻生鉱業の捕虜使役の事実を公式に認めたのである。そして、ニューヨークの日本総領事館のホームページに掲載されていた「ニューヨーク・タイムズ」紙等への反論記事を削除した。

### いくつも存在していた捕虜使役の証拠

敗戦直後、日本軍は軍事に関わる書類の焼却を命じたため、企業による連合軍捕虜の使役に関する資料も多く失われたことは事実である。しかし、捕虜の名簿類など、最低限の資料は俘虜情報局によって保管されていた。敗戦後、GHQは戦犯裁判によって捕虜虐待を裁くため、日本政府に関係資料の整備と提出を命じた。日本政府は第一復員省(旧陸軍省)・俘虜情報局にその作業に当たらせ、企業に対しても改めて報告書の提出を求めた。現在、これらの資料は、一部はGHQ資料として米国国立公文書館に保管され、また、一部は俘虜情報局を経て、厚生省(現・厚生労働省)に引き継がれている。

このような資料は非公開であったため、第二次大戦中の日本国内の捕虜収容所の実態は分かりにくかつたが、一九五五年に、俘虜情報局編『俘虜取扱の記録』(防衛研究所図書館所蔵)がまとめられており、阿南工業高等専門学校教授の茶園義男氏は、これをベースにして、一九八六年に『大日本帝国内地俘虜収容所』(不二出版)を出版した。これによつて、戦時中、日本国内には延べ約一三〇カ所の捕虜収容所が置かれ、

約三万六〇〇〇人の捕虜が収容されていたこと、また、麻生鉱業吉隈炭鉱の収容所(福岡県嘉穂郡桂川町吉隈)は、福岡俘虜収容所第二六分所として一九四五年五月一〇日に開設され、終戦時に収容人員三〇〇人(蒙一九七人、英二〇一人、蘭二人)であったことが分かる。また、国会図書館憲政資料室所蔵のGHQ法務局資料(マイクロフィルム)には、日本国内で死亡した捕虜約三五〇〇人の名簿があり、二六分所ではオーストラリア兵二人が死亡したことが分かる。私はこれらのことについて、二〇〇四年に「P.O.W研究会」のホームページ(<http://www.powresearch.jp>)に掲載した。

また、私は二〇〇六年に米国国立公文書館を調査し、二六分所関係資料として、上述の藤田議員が国会質問で提出した「麻生鉱業報告書」(一九四六年一月二四日付)を発見したが、その後の調べで、GHQが二六分所の捕虜の待遇を調査した報告書(GHQ法務局調査課報告書二七四号、一九四六年二月一日付)、分所関係者の供述書、分所の平面図、分所の日本人職員の名簿や捕虜の名簿なども分かってた。そして、これらの資料は、日本の国会図書館もマイクロ複写し、憲政資料室に保管されていることも判明した。

また、国会図書館憲政資料室所蔵のGHQ国際検察局資料(マイクロフィルム)には、シンガポールで捕虜になり、神戸川崎造船所から麻生鉱業吉隈炭鉱に送られたオーストラリア兵捕虜三人のマニラでの宣誓供述書(一九四五年一〇月六日付)も

ユース番組で放映した。

もう一つ付け加えると、麻生鉱業吉隈炭鉱跡地は現在、麻生飯塚ゴルフクラブになつており、そこから少し南の桂川町の吉隈の炭住街の中に捕虜収容所があつたことが分かっている。周辺の人々は捕虜を見かけたことや、敗戦後、米軍機が飛来して収容所に救援物資を投下したことなどを記憶している。日本政府や麻生首相がいくらとぼけても、捕虜がいたことなど、もともと隠しようもない事実であつたのである。

### 麻生鉱業での捕虜の待遇——虐待はあつたか?

いずれにしても、麻生鉱業が吉隈炭鉱で捕虜を使役していることは、麻生首相自らが認めたので、事実関係については問題は決着したことになる。そこで次に問題になるのが、捕虜虐待があつたかどうかである。捕虜を労働に従事させること自体は国際法でも認めているところであるが、人道的な生活・労働の待遇を与えないければ国際法違反となる。

これについて、前述の各種資料によつて検証してみると、以下のようなことが分かる。

福岡俘虜収容所第二六分所の周囲は高さ三メートルの塀で囲まれており、六棟の捕虜の宿舎があつた。宿舎は新しい建物で、悪くなかった。監視員によるひどい集団制裁などの暴力はなく、捕虜たちがそれまで過ごしてきた神戸川崎造船所やシンガポールの収容所に比べればましだった(ただし、殴ら

れたという捕虜の証言もあり、当時の常識としてビンタなどは横行していたと思われる。

労働は、昼夜交代で一日二二時間労働という苛酷なものであった。採炭作業や、石炭を満載した重いトロッコを押す作業などをさせられた。坑道口から切羽まで降りて行くのに一マイルぐらい歩き、三〇分ぐらいかかった。坑道の支柱は古くて脆くなつており、絶えず落盤が起つて危険だった。空気は悪く、炭塵が充满していた。

食事は非常に粗末で、今まで一番悪かつたが、衣類や医薬品の支給は皆無で、病気の捕虜も炭鉱で働くことを強制された。

以上のような状態は、捕虜にとっては虐待以外の何物でもなかつたであろう。日本側からすれば、食料・衣類・医薬品などの欠乏は、日本全体がそうだったのであり、特別に捕虜を虐待したのではないという言い分もあるが、それは日本国内のお家の事情であつて、国際的には通用しない理屈である。なりふりかまわぬ戦時増産のために、一日一二時間労働を強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもらつたという証言は全くない。

辛い、麻生鉱業での捕虜の死者は一人にとどまつたが、捕虜たちは体力の限界に達しており、もう少し戦争が長引けば多数の死者が出た可能性もある。

それは以下のような例である。

カナダ 一九九九年 二万四〇〇〇〇CAドル（約一八四万円）

イギリス 二〇〇〇年 一万ポンド（約一六〇万円）

オーストラリア 二〇〇一年 二万五〇〇〇ASドル

（約一〇〇万円）

ニュージーランド 二〇〇一年 三万NZドル（約一五三万円）

オランダ 二〇〇一年 三五〇〇ギルダー（約一六万円）

(\*内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』など)

これは、本来、日本が支払うべき補償金を、サンフランシスコ平和条約一四条によつて対日賠償請求権の放棄が定められたことから、それぞれの旧連合国政府が肩代わりしたという理屈になる。それはそれで一定の根拠はあるのだが、一四条の賠償請求権放棄というのは、日本経済の逼迫という状況下で、アメリカが対日援助による出費を抑制し、日本に「反共の防波堤」の役割を負わせることとの引き換えに、他の連合国の要求を押さえて結ばせたという背景を想起するべきである。そのため、連合国やアジア諸国の戦争被害者個人への補償は切り捨てられたのである。個人の生命・財産の維持と、それが損なわれた場合の補償というのは、いわば自然権的要素であり、政府間の取り決めて勝手に放棄することが許されるのかどうかという根本的な疑問がある。また、上記で支払われた金額も、利息を含む未払い賃金（現在の貨幣価値に換算すれば、相当な高額になるはずである）や、捕虜たちの被つた苦痛を補う代償としては、決して十分な額ではない。

いずれにせよ、日本政府や企業から元捕虜個人に対しては、直接的に賠償金が支払われることはなく、謝罪の言葉もなく、誠意は何ら伝わっていないのである。

百歩譲つて、日本政府・企業の法律的責任はサンフランシスコ平和条約で解消したと見なしても、日本は賠償問題で、旧連合国・アジア諸国から、その国と国民に与えた被害に比べれば遙かに少ない金額の支払いを済ましてもらうという恩恵を受けたのであり、そのお陰で敗戦後の苦境を脱して、今日「経済大国」と言われるまでに復興したことを考へると、道義的責任にもどづいて、ドイツの「記憶・責任・未来」基金のように、企業と政府の出資による補償基金をつくって補償することも必要である。

日本政府は戦争責任について、一九九五年の村山首相の談話で一般的な謝罪をしたことになつてゐるが、戦後補償問題の具体的な解決がなされなければ、各国からの不信の目は続くであろう。旧連合国では、第二次大戦時の日本軍による捕虜虐待の問題は極めて大きな問題と考へられてゐるのであり、甘く見てはいけない。

政府が麻生鉱業での捕虜使役の事実を認め、厚生労働省の貴重な資料が発掘されたことを好機として、各国とのさらなる和解と友好を計るなら、今後の外交関係に大いにプラスになることは間違いない。

## 戦後補償問題は未解決

捕虜の強制労働に対し、日本政府は、サンフランシスコ平和条約で全ての補償問題は解決済みとしているが、本当にそうであろうか。

一九五一年九月に調印されたサンフランシスコ平和条約の第一四条は、日本政府に賠償責任があることを述べている。しかし、当時の日本経済の状況では十分な賠償能力がないとして、連合国とその国民の請求権を放棄するとしたのである。また、第一六条では、日本の在外資産を赤十字国際委員会に引き渡し、連合国捕虜に分配するとしている。これによって一九五六年と六一年に、一四カ国約二〇万人の元捕虜に賠償金が渡されたが、その額はイギリスの例で見ると、一人当たり約八万円程度の微々たるものであった（朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』）。また、アメリカでは米国内の日本資産を処分した収益から、一九四八年と五二年に、元捕虜一人当たり三〇〇〇ドル程度が支払われたという。

その後、一九九〇年代になってから、アジアの戦争被害者や旧連合国元捕虜などが日本政府・企業を相手に戦後補償裁判を起こすなどの動きが起つて、日本の戦後責任を問う声が世界的に高まつたことから、旧連合国政府が独自に元日本軍捕虜や民間人抑留者に対して見舞金を支払う例が出てきた。それらは以下のような例である。